

◎新潟県告示第777号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年6月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	カレイドスクエアパーク黒川店	胎内市黒川1171-22	トラインスミス株式会社	令和5年4月30日